

第23期
第31回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和7年12月25日(木) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

1. 小口 修	2. 菅原 政敏	3. 小林喜久雄
4. 衣袋 則子	5. 高橋 清吉	6. 小松 晴治
7. 児玉 匠樹	8. 新野 清	9. 橋口金一郎
10. 村上 浩康	11. 小林 孝次	

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	大滝 敏広
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 61号	非農地証明について
日程第4 報告第 62号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第5 報告第 63号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第6 議案第134号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7 議案第135号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8 議案第136号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取 (貸借権の設定及び借受者の移転)について
日程第9 議案第137号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取 (所有権移転)について

議長（会長 小林 孝次）

ご参考ご苦労様でございます。

これより、第31回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

議長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
2番 菅原政敏委員 10番 村上浩康委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第61号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第61号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申請人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇〇
登 記 地 目	畠
地 積	3 9 m ²
現 況 地 目	山林
非農地となつた時期・事由	昭和 50 年頃、父が植林を行ったため。
調査年月日	令和 7 年 1 月 12 日
専決年月日	令和 7 年 1 月 12 日
	他 4 件
	以上でございます。

議 長

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8 番 新野清委員よりお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 1 番案件について調査のご報告をいたします。

1 月 12 日、わたくしと、小口修委員、高橋清吉委員、衣袋則子委員、事務局の大滝補佐で現地調査を行いました。

申請地は、周囲が山林に囲まれた畠であり、申請によれば昭和 50 年頃に植林を行い、山林と化しており、今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

次に、2 番案件について調査のご報告をいたします。

1 月 12 日、わたくしと、高橋清吉委員、衣袋則子委員、事務局の大滝補佐で現地調査を行いました。

申請地は、所有者が県外で耕作放棄してから 20 年以上経過しており今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

3 番案件及び 4 番案件につきましては、申請はそれぞれですが隣接地であり

ますので合わせて調査のご報告をいたします。

12月12日、わたくしと、高橋清吉委員、衣袋則子委員、事務局の大滝補佐で現地調査を行いました。

申請地は、所有者が耕作放棄してから20年以上経過しており今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

最後に、5番案件について調査のご報告をいたします。

12月12日、わたくしと、高橋清吉委員、衣袋則子委員、事務局の大滝補佐で現地調査を行いました。

申請地は、所有者が県外で耕作放棄してから20年以上経過しており今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったものの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお詫びいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第62号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

大滻事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 報告第62号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号 1

通知人 賃借人 白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○
　　借貸人 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
地 積 1 4 0 8 m²
契約期間 令和7年1月28日～令和17年1月31日
解約日 令和7年12月5日
解約の事由 相手方の要望
他4件
以上でございます。

議長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお詫びいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 報告第63号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

大滙事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大浦事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第63号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号 1

申出人 ○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 烟

地 積 145m²
申出内容 土地の売却のあっせん
結果 ○○○○と売買が成立
他3件
以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで、1番案件について調整委員の3番 小林喜久雄委員よりあっせんの報告をお願いします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1番案件についてご報告をいたします。

1月、わたくしと、庄司彰推進委員の2名で申出人 ○○○○氏より申請があった、大字○○地内の農地1筆のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字○○○○○○○○○氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

○○○○氏が購入するのは、大字○○地内 畑1筆 145m²で、10aあたり○○○○円です。

農用地利用集積等促進計画による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

2月3日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

次に、2番案件から4番案件について調整委員の8番 新野清委員よりあっせんの報告をお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 2番案件から4番案件についてご報告をいたします。

2月1日、わたくしと、村上浩康委員の2名で申出人 ○○○○氏より申請があった、大字○○地内の農地1筆、申出人 ○○○○氏より申請があ

った、大字〇〇地内の農地2筆、申出人〇〇〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地2筆のあっせん調整を行いました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

○○ ○○氏が購入するのは、大字○○地内 田5筆 6, 870m²で、2番案件については総額で○○○○円、10aあたり○○○○円です。

3番案件及び4番案件については、10aあたり〇〇〇〇円です。

農用地利用集積等促進計画による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

12月3日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお詫びいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第6 議案第134号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滙事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第134号「農地法第3条の規定による許可について」
次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があつたので可
否を求める。

番号 1

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○
譲渡人 白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 1408m²
契約の種類等 所有権の移転（売買）
対価（10a当り） 総額〇〇〇〇円
他 1 件

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、3番 小林喜久雄委員よりお願ひいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

12月18日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、車両2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人と妻です。

技術は、本人11年、妻6年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に2番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願ひいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

12月17日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査

を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕耘機1台、草刈り機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人です。

技術は、本人に借地で12年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地については初めての農地所有のためありません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に當時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《举手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について許可することに決しました。

日程第7 議案第135号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 議案第135号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があつたので意見を求める。

番号 1

申請人 転用事業者 白鷹町大字○○○○○○

貸 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇〇
地 目	畠
地 積	952m ² の内476m ²
契約の種類等	賃貸借権の設定（3年間）
転用目的	原木丸太置き場（一時転用）
備 考	許可後～令和10年3月31日 以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、9番 樋口金一郎委員よりお願ひいたします。

樋口金一郎委員 議長。

議 長 樋口委員。

樋口金一郎委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

12月16日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、通帳の写しにより確認しています。
転用の妨げとなる権利を有する者はおりません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地内の農地ですが、一時転用の場合は農振農用地から除外する必要はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用であり、利用後は確実に農地に戻します。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第136号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定及び借受者の移転）について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がございますので、3回に分けて審議いたします。

初めに1番案件から18番案件及び21番案件から24番案件について審議いたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第136号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定及び借受者の移転）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき同法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件に該当するか意見を求める。

【貸借権の設定】

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）へ貸付

番号1

地域計画区域名 ○○

貸付者 氏名 ○○ ○○

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○○

地 目 畑

面 積 4 4 7 m²

契約の種類 新規

権利の種類 貸借権

広告日(予定) 令和8年3月31日
契約期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日
対価(10a当たり) ○○○○円 他2筆
他21件
説明は、以上でございます。

議長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思います
がご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から18番案件及び21番案件から24番案件について、提案のとおり「異議なし」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から18番案件及び21番案件から24番案件については「異議なし」と意見決定いたしました。

続いて19番案件について審議いたします。
白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、3番 小林喜久雄委員の退室を求めます。

(小林喜久雄委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。
議案第136号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定及び借受者の移転）について」

【貸借権の設定】
公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）から借受

番号 19

地域計画区域名 ○○

貸付者 氏名 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

住所 白鷹町大字○○○○○○

認定農業者である

農地所有適格化法人である

地域計画に位置付けられているもの

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

面 積 4990 m²

契約の種類 新規

権利の種類 貸借権

広告日(予定) 令和8年3月31日

契 約 期 間 令和8年4月1日～令和18年3月31日

対価(10a当り) ○○○○円

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。19番案件について、提案のとおり「異議なし」と意見決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって19番案件について「異議なし」と意見決定いたしました。
ここで、3番 小林喜久雄委員の入室を求めます。

(小林喜久雄委員 入室)

続いて20番案件について審議いたします。

白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、7番 児玉匡樹委員の退室を求めます。

(児玉匡樹委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議 長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第136号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（貸借権の設定及び借受者の移転）について」

【貸借権の設定】

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）から借受
番号20

地域計画区域名 ○○

貸付者 氏名 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

住所 白鷹町大字○○○○○○○

認定農業者である

農地所有適格化法人である

地域計画に位置付けられているもの

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○○

地 目 田

面 積 5283m²

契約の種類 新規

権利の種類 貸借権

広告日(予定) 令和8年3月31日

契約期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日

対価(10a当り) ○○○○円 他2筆

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。20番案件について、提案のとおり「異議なし」と意見決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって20番案件について「異議なし」と意見決定いたしました。

ここで、7番 児玉匡樹委員の入室を求めます。

(児玉匡樹委員 入室)

日程第9 議案第137号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（所有権の移転）について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

大滝事務局長補佐 議長。

議長 大滝補佐。

大滝事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第137号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取（所有権の移転）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき同法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件に該当するか意見を求める。

【所有権移転】

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）～所有権の移転

番号1

地域計画区域名 ○○

譲渡人 氏名 ○○ ○○

住所 ○○○○○○○○○○

農用地等の所在地

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○○

地 目 畑

面 積 145m²

農用地区域内の農地である

権利の種類 所有権移転

広告日(予定) 令和8年2月17日

引渡しの時期 令和8年3月23日

対価(10a当たり) ○○○○円

他3件

公益財団法人 やまがた農業支援センター（中間管理機構）から所有権の移転
番号5

地域計画区域名 ○○
譲渡人 氏名 ○○ ○○
住所 白鷹町大字○○○○○○

認定農業者である
地域計画に位置付けられているもの

農用地等の所在地

所 在	大字○○○○○○
地 番	○○○○
地 目	畠
面 積	1 4 5 m ²
権利の種類	所有権移転
広告日(予定)	令和8年2月17日
引渡しの時期	令和8年3月23日
対価(10a当り)	○○○○円
他1件	
説明は、以上でございます。	

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思います
がご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から5番案件について、
「異議なし」と意見決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見聴取（所有権の移転）について「異議なし」と意見決定いたしました。
以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第31回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦
労様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第31回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和7年12月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____